

熊本県国民健康保険保険基盤安定負担金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3第2項及び第72条の4第3項の規定に基づく県負担金については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(負担金の交付申請書)

第2条 要項第3条第1項の申請書は、知事が別に定める日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

2 要項第3条第2項第1号及び第2号に定める事業計画書及び収支予算書は、提出することを要しないものとする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、別記様式第1号による熊本県国民健康保険保険基盤安定負担金算出基礎表とする。

(交付の条件)

第3条 この負担金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第2号による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補助事業等の内容等の変更)

第4条 要項第5条第2項の変更申請書は、知事が別に定める日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

2 要項第5条第2項の事業変更計画書は、提出することを要しないものとする。

3 要項第5条第2項の変更申請書には、別記様式第1号による熊本県国民健康保険保険基盤安定負担金算出基礎表を添付するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 要項第9条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記様式第3号によるものとする。

2 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、保険基盤安定制度に関する一般会計からの繰り出しに係る書類及び国民健康保険特別会計の繰り入れに係る書類の写しとする。

3 要項第9条第2項第2号に定める収支精算書は、提出することを要しないものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 8 月 18 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年 1 月 21 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 14 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 29 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 2 月 4 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

年度熊本県国民健康保険保険基盤安定負担金算出基礎表

保険料軽減基準額合計 (繰入基準額)		①	円
再掲	医療分		円
	後期高齢者支援分		円
	介護分		円
保険者支援分合計 (繰入基準額)		②	円
再掲	医療分		円
	後期高齢者支援分		円
	介護分		円
合計		①+②	円
算定額		$\{(① \times 3/4) + (② \times 1/4)\}$	金 円

市町村番号		市町村名	
-------	--	------	--

別記様式第2号

国民健康保険保険基盤安定負担金調書

年度

(市町村名

)

県	市 町 村										
	歳出科目	交付決定の額	負担率	歳入			歳出				備考
				科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち 県費負担 金相当額	支出済額	
	円			円	円		円	円	円	円	
(款) 民生費											
(項) 社会福祉費											
(目) 国民健康保 険指導費											

(作成上の注意)

- 1 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款・項・目・節を、歳出にあつては、款・項・目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額・補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額・補正予算額・予備費支出額・流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

事業実績書

繰入基準額	保険料軽減分	金	円
	保険者支援分	金	円
	合 計 (= +)	金	円
繰入金額	保険料軽減分	金	円
	保険者支援分	金	円
	合 計 (= +)	金	円
繰入年月日		年 月 日	
所要額 (負担金額)	保険料軽減分 (■ × 3 / 4)	金	円
	保険者支援分 (* × 1 / 4)	金	円
	合 計 (= +)	金	円
受入済額		金	円
差 引 (-)		金	円

- ・ 「■」は、 、 のいずれか小さい方の額とする。
- ・ 「*」は、 、 のいずれか小さい方の額とする。